

山 教 互 第 145 号
令和元年（2019年）12月18日

各所属長 様

一般財団法人山口県教職員互助会
理事長 浅 原 司

令和元年度第2回互助会財政等検討委員会での検討状況について

互助会事業の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、さる11月25日に開催されました本年度第2回目の会議の検討状況につきまして、別紙のとおりお知らせします。

なお、お気づきの点等がありましたら、互助会事務局まで御連絡くださいますようお願いいたします。

※同様の内容は、互助会ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス <http://yamakyogo.jp>

ユーザーID hukuri パスワード kousei

〒753-8501

山口市滝町1番1号

山口県教育庁教育政策課福利・給付班内

一般財団法人山口県教職員互助会

TEL : 083-933-4777

FAX : 083-933-4589

令和元年 12 月 18 日

互助会財政等検討委員会の検討状況について

さる11月25日（月）に本年度第2回目の会議が開催されましたので、その検討状況についてお知らせします。

今回の検討結果は、次回会議で検討委員会としての意見にまとめられ、来年3月の定時理事会に報告されます。

1 検討課題① 会計年度任用職員制度の導入等への対応について

地方公務員法の一部改正により、来年度4月から任用要件の厳格化が図られる「臨時的任用職員」については、任用の日から、新たな制度である「会計年度任用職員」のうち、フルタイムの方については、地方公務員等共済組合法の要件を満たした日以後、共済制度が適用され、公立学校共済組合の組合員となります。

本会定款では、共済組合員＝互助会員となるものの、必ずしも継続的任用が見込まれるわけではない臨時的任用職員等を現会員と同じ枠組みで取り扱うことの難しさがあります。

こうしたことから、来年度以降、これらの方々が共済組合員となった場合、会員資格をどうするか、また、会員資格を付与した場合でも適用が難しいと考えられる事業等について、検討されました。

■提案内容と検討結果

検討項目	提案内容	提案の理由	検討結果
会員資格	付与	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や定款との整合性 ・「同じ職場＝同じ福利厚生」という立場 	原案を了承
適否が検討されたもの	貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・債権保全の立場 ・共済組合の特別貸付が利用できること 	加入の門戸を開くべきとの立場から資格を与える方向で再検討
	退職互助部加入資格	対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・掛金納入期間が長期（25年間；300月）に及ぶこと ・事務量が増大し、事務処理が煩雑となること 	
	団体保険事業	生活サポートプラン以外の保険は、対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・加入期間が短く、メリットが無いこと ・毎月発生する異動者への対応が難しいこと 	原案を了承
掛金率	現会員と同じ給料月額額の100分の1	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の6割程度は、退職生業資金として給付すること ・貸付事業は互助会の余裕資金で行うものであること 	原案を了承

2 検討課題② 低金利の長期化等に伴う事業等の見直しについて

(1) 互助会運営の方向性について

将来を見据えて、長期的に安定した法人運営と多様化する会員のニーズに可能な限り対応した互助会制度と事業の在り方について、その方向性が検討されました。

ア 基本的な考え方

10年後においても財政健全性の最低ラインを維持する。このため、一般事業については、年間約20,000千円、退職互助部事業においては、年間約18,000千円の収支の改善を図る。

また、退職互助部事業については、今後予想される75歳以上の医療費負担割合の引き上げ等を見据えて柔軟に対応できるよう準備を進める。

イ 各事業の見直しの方向性

■ 提案内容

【一般事業】

検討項目	方向性
①退職生業資金	前回の検討委員会（平成25年）での方向性を堅持し、給付率については、他の事業とのバランスを考慮しつつ、10年後の給付率の目安を50%台前半とする。
②会員・家族療養費	財政健全性の維持及び財源確保の必要性から、広く浅く給付できる仕組みを導入する。これまで、会員・家族療養費は、控除額を設けるとともに、財政状況に合わせて引き上げてきた。 今回の見直しでは、少しでも多くの会員が給付対象となるよう、一旦、控除額を引き下げた上で、給付率を乗じる方法や給付上限額の設定の導入を検討する。
③その他事業	財源を②で確保できた場合、その一部を会員からのニーズに沿った事業への財源とするよう努める。 その際、共済組合との補完・分担による事業の重複を回避。
④収支改善の目安	年間約20,000千円

【退職互助部事業】

検討項目	方向性
①療養補助金	一般事業の会員・家族療養費と同様に、財政健全性の維持及び財源確保の必要性から、一旦、控除額を引き下げた上で、給付率を乗じる方法や給付上限額の設定の導入を検討する。
②その他の事業	○75歳以上を対象とした新たな給付事業の実施 今後、後期高齢者医療制度の自己負担割合の引き上げが実施された場合の給付財源は、①で確保した財源一部を充てる。 ○地区活動運営費助成 令和3年度以降、現行に対し、約20%を減額する。
③収支改善の目安	年間約18,000千円

【団体保険事業】

検討項目	方向性
生活サポートプラン	<p>会員の福利厚生に寄与するため、引き続き制度内容をPRし、加入率の向上に努める。</p> <p>今後、任意加入部分の加入率が団体契約維持のための最低加入率の35%を超えた場合、全員加入部分（互助会が保険料を負担し、1人当たり12万円の保険に加入し、加入率を100%としている。）を取り止めることを検討する。</p>

ウ 実施時期

令和3年4月

ただし、75歳以上を対象とした新たな給付事業の実施については、実際の自己負担割合の引き上げに合わせる。

■検討結果

療養費の給付水準を中心に、来年度末の最終報告に向け、引き続き検討を進めることとされました。

(2) 退職互助部制度に関するアンケート調査について

今後の退職互助部制度の運営に生かすため、療養補助金給付事業等における「加入配偶者制度」についての意向確認や、75歳以上の医療費負担割合の引き上げ等への対応を見据えたアンケートを行うことについて、「たたき台」をもとに検討していただきました。

■検討結果

「たたき台」に対し、会員が答えやすいようにもう少し詳しい情報が欲しい等の意見が出され、アンケートの内容と実施の有無については、次回の検討委員会で再検討されることになりました。

お気づきの点等がありましたら、互助会事務局へ御連絡くださいますようお願いいたします。